

## 福祉サービス第三者評価事業の進捗状況等について

地域福祉課福祉監査担当

<p>1 現状報告</p>	<p>令和2年3月17日現在、令和元年度の受審済件数は44件、契約報告数は73件、社会的養護の報告が数件増える見込みのため、昨年度(81件)と同程度になる見込みです。</p> <p>サービス種類別の受審状況は、保育所が41件で約6割を占め、昨年度(52件)と比べ、10件程減少となる見込みです。(資料1-1)</p> <p>評価機関別の評価実績及び評価調査者は資料1-2のとおりです。</p>
<p>2 対象施設・サービス種別の整理、評価基準の改正</p>	<p>(1) 社会福祉制度の進展に伴う新たな施設・サービス種別等への対応が必要であるため、第三者評価対象サービスの整理をしました。(資料2)</p> <p>(2) 評価における判断基準が異なる婦人保護施設及び社会授産施設の取扱いについては、次年度以降整備していく予定です。</p> <p>(3) 令和2年3月「全国児童福祉主管課長会議」(資料1-3)では、年度内に保育所の評価基準の改訂について、通知が発出される予定とのことです。必要な改正については、次年度に行う予定です。</p>
<p>3 保育所の受審促進</p>	<p>(1) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)により、平成27年度～令和元年度の5年間ですべての保育所での受審が努力義務化されました。</p> <p>(2) 保育所の受審数は伸びており、平成30年度末で71保育所が受審済みとなりました。(受審率13.4%) (全国の平成29年度末の受審率6.5%)</p> <p>(3) 今年度末までに受審しなかった保育所への対応や来年度以降の取扱い等について、現時点では厚生労働省から何の情報も得られていません。</p> <p>(4) 県としては、努力義務を果たした事業者の理解が得られるよう、来年度以降の対応を検討する必要があると考えています。</p>
<p>4 全体的な制度推進</p>	<p>(1) 今年度の社会福祉法人の指導監査において、啓発資料等を用いて従来よりも強く受審勧奨を行いました。特に、受審実績が少ない大規模法人に対して積極的にアプローチしました。</p> <p>(2) 次年度には、長野県社会福祉法人経営者協議会及び長野県社会福祉協議会主催会議に出席し、制度の周知及び受審勧奨を行う予定です。</p> <p>(3) 福祉事業者による受審の検討に資するよう、新たなリーフレット作成及び県の公式ホームページの内容を全面的にリニューアルするよう作業を行っております。</p>

<p>5 評価機関との意見交換会を開催</p>	<p>長野県福祉サービス第三者評価事業を一層推進するため、事業の課題や今後の推進方策等についての意見を交換するとともに、事業運用上の取り扱いや最近の動向等の情報を共有することを目的として、評価機関との意見交換会を実施しました。(資料1-4)</p>
<p>6 他都道府県の養成研修を修了した評価調査者の取り扱いについて</p>	<p>他都道府県が独自に行った養成研修を修了した、評価調査者から長野県の評価機関に所属して、評価活動を実施できるかとの問合せがありました。</p> <p>また、同様に他都道府県で認証を受けている評価機関から、長野県で評価認証を受けることを検討しているが、他都道府県が独自に行った養成研修の修了者は認められるかとの問合せがありました。</p> <p>「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」第2条第10号「県又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了していること」(以下「認証要領」という。)(資料1-5)が要件となっているため、評価調査者として、名簿登録ができない状況にあります。</p> <p>県内の評価調査機関及び評価調査者は微減が継続しており、質の高い評価調査者の確保は、制度推進において重要な課題となっております。</p> <p>今後は、他都道府県の養成研修カリキュラム内容を確認し、全国社会福祉協議会が実施する養成研修と比べて、適切な研修となっていることや養成研修修了後に、適切に継続研修を受講していることなどを確認し、評価調査者の質が担保されていれば、長野県の評価調査者として名簿に登載できるよう、認証要領の改正を検討してまいります。</p>